

添付書類	留意事項
1 基本財産編入誓約書	<p><b>※八戸市長が所轄する社会福祉法人のみ</b></p> <p>定款変更の必要がある場合、登記完了後速やかに定款変更認可申請を行い、基本財産に編入する旨を誓約する書類を添付すること。</p>
2 不動産登記事項証明書	<p><b>※土地の場合</b></p> <p>権利の取得登記前のもの（原本）を添付すること。</p> <p><b>※建物の場合</b></p> <p>表示登記が完了し、所有権の取得登記前のもの（原本）を添付すること。</p>
3 図面	<p>位置図、配置図、平面図、公図、地積測量図、建物面積求積図など証明を受けようとする不動産の形状や面積等が分かる図面を添付すること。</p>
4 契約書（写）	<p>売買契約書、贈与契約書、工事請負契約書、賃貸借契約書、地上権設定契約書、農地転用許可証など、証明を受けようとする不動産に係る書類を添付すること。</p>
5 用途の確認できる書類（写）	<p>理事会議事録等、証明を受けようとする不動産の取得等に関する法人の意思決定のあったことが分かる書類を添付すること。</p>
6 許可書、指令書等（写）	<p>施設又は事業の許可、認可、指定など証明を受けようとする不動産に係るものを添付すること。</p>
7 法人現在事項全部証明書	<p><b>※八戸市長が所轄する社会福祉法人以外の法人のみ</b></p> <p>原本を提出すること。</p>
8 その他市長が必要と認める書類	